

# ロープ式小型エレベーター型式適合認定チェックリスト (H31年1月25日以降)

(ロープ式 低昇降行程、小容量エレベーター：H12 建告 1415 号第三号

ロープ式 小規模共同住宅等用エレベーター：H12 建告 1415 号第四号)

本チェックリストは、一般乗用エレベーター、特殊駆動方式及び斜行エレベーターには適用できません。

適合欄記入例(該当:○、非該当:ー)、参照先欄(仕:仕様書、計:計算書、図:図面、資:資料)の該当欄に記載頁を記入

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
0	全体	石綿等を添加した材料を使用していないこと。						法第 28 条の 2
1	法定積載荷重	低昇降行程、小容量エレベーターの場合 床面積 1m <sup>2</sup> につき 1,800Nとし、かつ、1,300N以上であること。						H12 告示第 1415 号第三号
		小規模共同住宅等用エレベーターの場合 床面積 1m <sup>2</sup> につき 2,500Nとし、かつ、1,300N以上であること。						H12 告示第 1415 号第四号
2	強度計算積載量	強度計算上の積載量 $\geq$ 法定積載荷重 $\div$ 9.8であること。						令第 129 条の 6 第五号
3	表示上の定格積載量、	強度計算上の積載量 $\geq$ 表示上の定格積載量であること。						令第 129 条の 6 第五号
4	定員	定員 $\leq$ 定格積載量 $\div$ 65 kgであること。						令第 129 条の 6 第五号
5	昇降行程の上限	低昇降行程、小容量エレベーターの場合 昇降行程が 10m 以下であること。						H12 告示第 1415 号第三号 (型式認定条件)
		小規模共同住宅等用エレベーターの場合 昇降行程が 20m 以下であること。						H12 告示第 1415 号第四号 (型式認定条件)
6	型式区分の明確化	駆動方式、積載荷重(定員)、定格速度、用途、かご寸法、出入口方式及び数、安全装置が特定の 1 種類に限定されていること。ただし、かご構造部材の変更がない範囲内で、かご寸法は、10%以内の幅のある数値設定を許容。						(型式認定条件)
7	かご床面積	低昇降行程、小容量エレベーターの場合 かご床面積が 1.1m <sup>2</sup> 以下であること。						H12 告示第 1415 号第三号
		小規模共同住宅等用エレベーターの場合 かご床面積が 1.3m <sup>2</sup> 以下であること。						H12 告示第 1415 号第四号
8	かごの構造	出入口、天井救出口、換気口以外の部分は壁又は囲い、床及び天井で囲われていること。						H20 告示第 1455 号第 1 第一号

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
9		天井救出口を設ける場合は、かご内から開かない構造であること。						H20 告示第 1455 号 第 1 第二号
10		換気上有効な開口部を設ける場合には、ガラリその他これに類するものが設けられていること。						H20 告示第 1455 号 第 1 第三号
11		かごの壁等は、任意の 5cm <sup>2</sup> の面に 300N の力が作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする。 イ 15mm を超える変形が生じないこと。 ロ 塑性変形が生じないこと。						H20 告示第 1455 号 第 1 第四号
12		かごの壁等に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。 イ 合わせガラス又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸（床面からの高さが 1.1m を超える部分に限る。）に使用するガラスにあつては、厚さ 6mm 以上で幅 20cm 以下の網入ガラス（JIS R 3204 に適合するもの）とすることができる。 ロ かごの壁又は囲い（床面からの高さが 1.1m 以下の部分）に使用するガラスにあつては、手すり（ガラス以外の部分一箇所以上に堅固に取り付けられるもの）を床面から 0.8m 以上 1.1m 以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。						H20 告示第 1455 号 第 1 第五号
13		かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。						H20 告示第 1455 号 第 1 第六号
14		かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。						H20 告示第 1455 号 第 1 第七号
15		かごの床面で 50 ルクス以上の照度があること。						H20 告示第 1455 号 第 1 第八号
16		かごの天井の高さは 2m 以上であること。						H20 告示第 1455 号 第 1 第九号
17		かごの出入口の戸は、空隙のない構造となっていること。						H20 告示第 1455 号 第 2 第一号
18		かごの出入口の戸は、引き戸であること。						H20 告示第 1455 号 第 2 第二号

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
19		かごの出入口の戸の各部のすき間は 8mm 以下となっていること。						H20 告示第 1455 号 第 2 第三号
20		かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものとなっていること。						H20 告示第 1455 号 第 2 第五号
21		かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものとなっていること。						H20 告示第 1455 号 第 2 第六号
22		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動ができるものであること。						H20 告示第 1455 号 第 2 第七号
23		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、150N 以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の 3 分の 1 が閉じられるまでの間は、この限りでない。						H20 告示第 1455 号 第 2 第八号
24		構造上軽微な部分を除き、難燃材料であること。 (防火上支障がない建築物には、かごを可燃物で造るオプション仕様を許容。)						令第 129 条の 6 第二号
25	かご天井救出口省略の	停電時でも昇降路外から制御器の操作でかごを昇降可能であること。						H12 告示第 1413 号 第 1 第一号口 (1)
26	要件 (右のいずれか)	昇降路外の手動操作でかごを昇降できること。						H12 告示第 1413 号 第 1 第一号口 (2)
27	かご構造部材	かご構造部材寸法を 1 種類に限定していること。						(型式認定条件)
28	主索及び綱車直径	定格速度 30m/min 以下、積載荷重 2000N 以下、昇降行程 ≤10m、もしくは定格速度 15m/min 以下、積載荷重 2400N 以下の場合 主索直径 ≥ 8 mm φ、綱車または巻胴の直径/主索直径 ≥ 30 であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ (1) の ただし書 (i) (ii) (3) のただし書 (iii)
		定格速度 45m/min 以下、積載荷重 3,100N 以下、昇降行程 13m 以下の場合 綱車または巻胴の直径/主索直径 ≥ 36 であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第一号イ (2)
		上記の条件以外の場合 主索直径 ≥ 10 mm φ、綱車直径/主索直径 ≥ 40 であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ (1) (3)

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
29	主索種別 (右のいずれか)	主索は、JIS G3525(ワイローフ)、JIS G3546(異形線ローフ)、JIS G3549(構造用ワイローフ)又はJIS G3550(構造用ステンレス鋼ワイローフ)であること。					H12告示第1446号 第1第三号別表第1	
		主索は、国土交通大臣の認定を取得したものであること。					法第37条第二号	
30	主索端部構造 (右のいずれか)	定格速度30m/min以下、積載荷重2000N以下、昇降行程10m以下、もしくは定格速度15m/min以下、積載荷重2400N以下の場合 主索端部は、鋼製ソケットにバビット詰め、鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又はケガ固定のローフソケットであること。 (据え込み式止め金具については、現地での施工を禁止した施工管理書の提出を求める。)					H12告示第1414号 第2第三号イ(2)(ii)	
		上記の条件以外の場合 主索端部は鋼製ソケットにバビット詰め又は鋼製楔式ソケットであること。					H12告示第1414号 第2第三号イ(2)(i)	
		主索端部は、国土交通大臣の認定を取得したものであること。					令第129条の4第1項第三号	
31	強度検証法 (換算係数 $\alpha_1, \alpha_2$ )	定格速度45m/min以下、積載荷重3100N以下、昇降行程13m以下の場合 強度検証法で $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=2.0$ (ガイドレールを除く。)を適用していること。					H12告示第1414号 第2第一号イ(2)、 ロ	
		定格速度45m/min超え又は積載荷重3100N超え又は昇降行程13m超えの場合 強度検証法で $\alpha_1=2.0$ 、 $\alpha_2=2.0$ (ガイドレールを除く。)を適用していること。					H12告示第1414号 第2第一号イ(1)、 ロ	
32	強度検証法 (かご枠及び床版)	かご枠及び床版の安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置作動時 $\geq 2.0$ であること。					H12告示第1414号 第2第二号イ	
33	強度検証法 (主索及び主索の端部の安全率)	主索の安全率が、設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置作動時において、設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式エレベーターでは2.5)及び使用時 $\geq 2.5$ であること。					H12告示第1414号 第2第三号ロ(1)	
34		主索の限界安全率が、設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式エレベーターでは2.5)及び使用時 $\geq 2.5$ であること。					H12告示第1414号 第2第三号ハ(1)	

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
35		主索の端部の安全率が、設置時 $\geq 4.0$ 及び使用時 $\geq 3.0$ 並びに安全装置作動時において、設置時及び使用時 $\geq 2.0$ であること。						H12告示第1414号 第2第三号ロ(2)
36		主索の端部の限界安全率が、設置時及び使用時 $\geq 2.0$ であること。						H12告示第1414号 第2第三号ハ(2)
37		主索に国土交通大臣の認定を取得した構造方法による場合は、主索及び主索端部の安全率は認定された値以上であること。						法第37条 令第129条の4第1 項第三号
38	強度検証法 (ガイドレール 及びレールブラ ケット)	ガイドレールの強度検証法で、 $\alpha_2=3.0$ (次第効き非常止め装置)、 $\alpha_2=6.0$ (早ぎき非常止め採用の場合)を適用していること。						H12告示第1414号 第2第一号ロ
39		ガイドレールの安全率が、常時 $\geq 3.0$ (常時荷重が加わらないものを除く。)及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。						H12告示第1414号 第2第三号ロ
40		ただし、建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあっては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の1/1.5倍以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。						H12告示第1414号 第2第二号ハ(二) H12告示第1414号 第2第二号ただし 書き
41		ガイドレールで、機器等の常時鉛直荷重を受けるもので曲げ応力も常時かかるものでは、 $\alpha_1$ を考慮した作用荷重による圧縮応力度と曲げ応力度との合計(応力度比の判定)が1以下であること。また、安全装置動作時には $\alpha_2$ を考慮した作用荷重による圧縮応力度と曲げ応力度との合計(応力度比の判定)が1以下であること。						H12告示第1414号 第2第二号ハ
42		レールブラケットの間隔の上限が適切な数値で設定されていること。						H12告示第1414号 第2第二号ハ 耐震設計・施工指 針
43	強度検証法 (支持ばり)	支持ばりの鋼材の部分の安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。 支持ばりについては、標準とする支持間隔における部材寸法指定とすることを許容する。						H12告示第1414号 第2第二号ロ

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
4 4	耐震性の確保 (滑節構造)	滑節構造とした接合部は、かごに設けるガイドシュー等と昇降路に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとなっていること。						H20 告示第 1494 号 第一号
4 5		(右のい ずれ か)	ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。					H20 告示第 1494 号 第二号イ
4 6		ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも 10mm 以上長いものであること。						H20 告示第 1494 号 第二号ロ
4 7	耐震性の確保 (引っ掛かり防止)	かごのガイドレールのブラケットには、地震時に、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。						H20 告示第 1495 号 第一号
4 8		釣合おもりのガイドレールのレールブラケットには、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。						H20 告示第 1495 号 第二号
4 9		昇降路内の横架材には、地震時に索が回り込まないように横架材の端部が昇降路の立柱に緊結されていること。						H20 告示第 1495 号 第三号
5 0	耐震性の確保 (滑車)	滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものであること。						H20 告示第 1498 号 第一号
5 1		滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは、3mm 以上で、かつ、索の直径の 1/3 以上であること。						H20 告示第 1498 号 第二号
5 2		索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製のロープガードを設けること。						H20 告示第 1498 号 第三号
5 3		ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の 3/4 以下であり、それ以外のものは 17/20 以下であること。						H20 告示第 1498 号 第四号イ及びロ
5 4		巻胴式エレベーターにあつては、滑車の索に面する部分の端部の最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上である場合は No. 52、No. 53 (H20 年 1498 号第三号、第四号) の規定は適用しない。						H20 告示第 1498 号 第五号

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
55	耐震性の確保（釣合おもりの構造）	釣合おもりの枠及び釣合おもり片により構成されていること。					H25 告示第 1048 号 第一号	
56		地震時に釣合おもり枠に生ずる力が計算され、その力による枠の断面に生ずる応力度が告示で示された式により計算され、その応力度が令第 90 条の規定による短期許容応力度を超えていないこと。基準強度が令第 90 条関連告示に示されていない鋼材を使用する場合には、引張強さが規格に定められており、その引張強さを 2.0 で除して求めた数値が基準強度となっていること。					H25 告示第 1048 号 第二号 H12 告示第 2464 号 第 1	
57		おもり片の脱落防止構造は、次のイ又はロとしてしていること。 イ. 地震力でたて枠にたわみが生じても、おもり片が脱落しない構造となっていること。 ロ. イの構造でない場合 たて枠のたわみ量を告示に示された地震力により計算し、おもり片と接する部分のたわみ方向の長さがたわみ量よりも 10mm 以上長いものとする。たて枠及び上下枠の連結は、特別な調査又は研究により接合部の性能を確かめた場合を除き、ピン接合として計算すること。					H25 告示第 1048 号 第三号 （釣合おもり片が釣合おもりから脱落しない構造については、昇降機耐震設計・施工指針の釣合おもりの脱落防止構造を参照のこと）	
58	耐震性の確保（主要な支持部分の構造）	地震時に、令第 129 条の 4 第 1 項に規定された主要な支持部分に生ずる力を No. 59（H25 告示第 1047 号第二号）に規定する地震力によって計算すること。					H25 告示第 1047 号 第一号	
59		No. 58（H25 告示第 1047 号第一号）の力によって主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を計算すること。					H25 告示第 1047 号 第二号	

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
60		No. 59 (H25 告示第 1047 号第二号) で計算された応力度が、令第 90 条又は令第 94 条の規定による短期許容応力度を超えていないこと。基準強度が令第 90 条又は令第 94 条の関連告示に示されていない鋼材等を使用する場合には、引張強さが規格に定められており、その引張強さを安全装置作動時の安全率で除して求めた数値が基準強度となっていること。 なお、平成 26 年 3 月 31 日付け国住指第 4444 号の技術的助言の第一第 2 項を満たすものであること。						H25 告示第 1047 号 第三号 平成 26 年 3 月 31 日付け国住指第 4444 号の技術的助言の第一第 2 項
61	駆動装置、制御盤の昇降路内配置に	かご及び釣合おもりがその全昇降行程範囲内において、駆動装置、制御盤(開閉式蓋を含む)に接触しないこと。						H12 告示第 1413 号 第 1 第三号ホ
62	伴う必要条件	駆動装置の点検を要する部分と昇降路壁面までの水平距離は、50 cm 以上であること。						H12 告示第 1413 号 第 1 第三号へ
63	(No. 61 ~ 66 は機械室なしエレベーターにおいて適用する。)	駆動装置を昇降路の底部に設ける場合は、保守点検時にかご又は釣合おもりの降下又は落下による人身事故を防止するための以下の装置を設けていること。 (1) 昇降路外において、かごの降下を停止することができる装置 (2) 昇降路内において機械的にかごの降下を停止することができる装置 (3) 非常の場合に昇降路内において動力を切る装置(ただし、高さ 1m 以上の退避上有効な空間が確保されたものにあつては適用除外) また、かご又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合でも駆動装置等に触れるおそれがないこと。						H12 告示 1413 号第 1 第三号チ
64		駆動装置を昇降路の頂部に設ける場合は、保守点検用に、かごの移動を防止する機械的ストッパーを設けることが望ましい。						—
65		制御盤を昇降路内に設ける場合には、非常時に昇降路外からかごを制御できる装置を設置していること。						H12 告示第 1413 号 第 1 第三号ト

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
66		昇降路の外側から点検するようにした制御盤の扉は、施錠装置を有すること。 制御盤の扉が施錠されていない場合は、呼びに応答しないこと。						H12 告示第 1413 号 第 1 第三号チの設計上の留意事項
67	昇降路点検口の戸	昇降路点検口により点検を行う場合の戸は、かぎを用いなければ外から開くことの出来ない施錠装置を設けること。床面から点検口の開口部の下端までが 1.8m 未満の場合は自動的に閉鎖して施錠する戸とすること。						令第 129 条の 7 第一号 H20 告 1454 号 <del>1</del> 項 一号ニ(2)
68	駆動装置及び制御器	駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によって移動転倒しないよう以下の規定に適合すること。 駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。						令第 129 条の 8 第 1 項 H21 告示第 703 号 第一号
69		駆動装置等の支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。						H21 告示第 703 号 第二号
70		機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。						H21 告示第 703 号 第三号
71		支持台及び形鋼等は、JIS G3101 に規定する SS330, SS400, SS490 若しくは SS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JIS G5501 に規定する FC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鉄材とすること。						H21 告示第 703 号 第四号
72		ボルトは、座金の使用、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。						H21 告示第 703 号 第五号イ
73		ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。						H21 告示第 703 号 第五号ロ

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
74	制動機	制動機（ブレーキ） ・積載荷重の125%を保持する能力をもつ。 ・動力が切れた時に慣性による原動機の回転を自動的に制止する。						令第129条の8第2項 H12告示第1429号第1第一号 H12告示第1423号第2第三号
75	制御器	かご内及びかご上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。 ただし、昇降行程が10m以下の場合にかご上で駆動装置の動力を切ることができる装置は設けなくてもよい。						令第129条の8第2項 H12告示第1429号第1第四号、同第四号イ
76		かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する次の装置があること。 イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。 ロ 令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。						令第129条の8第2項 H12告示第1429号第1第二号及び第三号 H20告示第1447号
77	安全装置 (戸開走行保護)	次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置の大臣認定を取得していること。 イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合 ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合						令第129条の10第3項第一号 令第129条の10第4項
78	安全装置 (地震時管制運転装置)	昇降行程が7m以下の場合、No. 79～No. 83(令第129条の10第3項第二号、H20告示第1536号)の地震時管制運転装置を適用しなくとも良い。						H12告示第1413号第1第四号
79		地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人々がこれらの戸を開くことができることとする装置を設けること。						令第129条の10第3第二号 H20告示第1536号第1

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
80		地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。						H20 告示第 1536 号第 2 第一号
81		加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定すること。ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあっては、この限りでない。						H20 告示第 1536 号第 2 第二号
82		<p>地震時等管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。</p> <p>イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあっては、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかこれらの戸を開くことができるものであること。</p> <p>ロ かごが昇降している場合にあっては、加速度の検知後 10 秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかこれらの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に、建築物の基礎に <math>0.8 \text{ m/sec}^2</math> 以上の加速度に相当するものが生じた場合その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障があるおそれがある場合にあっては、当該支障が起こるおそれがなくなった後 90 秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかこれらの戸を開くことができるものであること。</p> <p>ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。</p>						H20 告示第 1536 号第 2 第三号

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
83		地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。					H20 告示第 1536 号第 2 第四号	
84	安全装置 (外部連絡装置)	停電等の非常の場合において、かご内からかご外に連絡することができる装置					令第 129 条の 10 第 3 項第三号	
85	安全装置 (過荷重検知装置)	積載荷重に 1.1 を乗じて得た荷重が作用した場合において警報を発し、かつ出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置					令第 129 条の 10 第 3 項第四号イ	
86	安全装置 (停電灯)	停電時でもかご床面で 1ルクス以上の照度を確保する照明装置					令第 129 条の 10 第 3 項第四号ロ	
87	安全装置 (操縦機)	自動着床装置又は操縦機自動復帰構造					H12 告示第 1423 号第 2 第一号	
88	安全装置 (調速機)	調速機による過速検出スイッチ又は電気式調速機による過速検出スイッチ(定格速度の 1.3 倍、定格速度 45m/min 以下は 63m/min を超えないうちに動力を遮断する装置)					H12 告示第 1423 号第 2 第二号	
89	安全装置 (非常止め装置)	定格速度の 1.4 倍、定格速度が 45m/min 以下は 68m/min を超えないうちに調速機の作動によりかごの下降を制止する非常止め装置(定格速度が 45m/min を超えるエレベーターにあっては次第効き非常止め装置、45m/min 以下のエレベーターにあっては早効き非常止め装置を用いても良い)。					H12 告示第 1423 号第 2 第四号イ	
90		積載荷重 3100N 以下、定格速度 45m/min 以下、昇降行程 13m 以下の場合は、スラックロープ式非常止め装置を用いても良い。 (主索緩み検出部分の設定は、かごが昇降路最上部において下降方向に 1g 加速状態にある場合に、かごから最遠端での主索端部外れ状態を検出可能であること。)					H12 告示第 1423 号第 2 第四号ロ	

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
9 1	安全装置 (極低昇降行程、低速、かつ、小床面積のエレベーターの制動装置)	昇降行程が5m以下、定格速度が15m/min以下、かご床面積が1.5m <sup>2</sup> 以下、頂部すき間がNo.100(H12告示第1423号第1第一号イ)及びピット深さがNo.99(H12告示第1423号第1第一号ロ)の基準に該当している場合 No.88(調速機)、No.89(調速機で作動する非常止め装置)、No.94及び95(緩衝器)の設置は不要とし、主索が切れた場合にかごの下降を自動的に制止する安全装置を設けること。 ただし、巻胴式エレベーターで駆動力喪失やブレーキ故障時に昇降路底部に60m/minを超える速度で衝突するおそれがある場合には、それに適合した緩衝器又は緩衝材を設置するか、定格速度の2倍以内の速度でブレーキが作動するようにすること。					H12告示第1423号第1第二号 H12告示第1423号第3 H12告示第1423号第3設計上の留意事項	
9 2	安全装置 (リミット	ディレクショナルリミットスイッチ又は終端階停止装置					H12告示第1423号第2第五号	
9 3	スイッチ)	ファイナルリミットスイッチ					H12告示第1423号第2第五号	
9 4	安全装置 (緩衝器)	緩衝器又は緩衝材(緩衝材は定格速度が30m/min以下で定格速度の1.4倍以下で作動する過速検出装置を設ける場合に限る。)					H12告示第1423号第2第六号	
9 5							同上ただし書き	
9 6	安全装置 (スラックロフ°スイッチ)	巻胴式エレベーターでは、スラックロフ°スイッチを設けること。(検出部は、最遠端での発生した主索緩みを検出可能なこと。)					H12告示第1423号第2第七号	
9 7	安全装置 (安全距離確保スイッチ)	かご上で運転をする場合に、保守員が立つ位置と昇降路頂部機器とのすき間1.2mを確保してかごの上昇を自動的に停止する頂部安全距離確保スイッチを設けること。ただし、頂部確保スイッチを設けない場合は、頂部すき間を60cm以上確保していること。					令129条の10第2項第二号 H12告示第1423号第1第一号ロ	
9 8	安全装置 (安全距離確保スイッチ)	点検運転時に、かごとピット底面との間に1.2m以上の垂直距離を確保してかごを停止させるピット安全距離確保スイッチ					H12告示第1423号第1第一号イの設計上の留意事項	
9 9	ピット深さ	かごが最下階床面に停止時、かご床下緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。					H12告示第1423号第1第一号イ	

No.	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
100	頂部すき間	<p>(トラクション式エレベーターの場合)かごが最上階を行過ぎ、釣合おもりがピットの緩衝器を全圧縮してかごが飛び上がったときでも、かご上のあらゆる機器と昇降路の頂部の床又は梁の下端あるいは構造体とのすき間を、頂部安全距離確保スイッチを設けた場合又はかご上で運転しない場合は 2.5 cm 以上、それ以外の場合は 60cm 以上確保していること。</p> <p>(巻胴式エレベーターの場合) かごが最上階を行過ぎた場合でも、かご上又は昇降路頂部に設けた緩衝器等でそれ以上のかごの上昇を機械的に阻止する構造となっており、かご側の緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること(すき間寸法はトラクション式エレベーターの場合と同じ)。</p>					H12 告示第 1423 号 第 1 第一号ロ	

(注)

昇降路の出入口の戸の施錠装置の構造は H20 年告示第 1447 号に定められているが、昇降路であるため、型式適合認定の対象外である。しかし、施錠装置はかご戸の動きで解錠される場合が多く、かご戸との係合関係、施錠装置のスイッチも令第 129 条の 8 第 2 項第二号によりチェックしておく必要がある。

以上